

## 工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、本県は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定等に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。

### 1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

### 2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社フソウ	1か月
代表者氏名	代表取締役 角 尚宣	
本店所在地	香川県高松市郷東町 792-8	

### 3 入札参加停止の理由

株式会社フソウの取締役らは、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った。

なお、同社取締役らの贈賄罪は公訴時効が成立しているが、同市水道部の主幹兼係長が官製談合防止法違反と加重収賄の疑いで令和4年12月に逮捕され、その公判において本件事実が明らかになった。

### 4 停止期間の始期及び終期

令和5年5月9日から令和5年6月8日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内